

介護施設共通健康診断書作成にあたって

1.記載項目について

記載項目は医療情報、特に感染症を中心として、胸部 X 線撮影と肝炎ウイルス検査についてのみ原則必須とし、これらについても既存のデータがあればそれを利用可とします。

胸部X線写真については6ヶ月以内に撮影しており、特に変化のない場合は、その所見に基づき記入して頂いて差し支えありません。胸部X線所見で、陳旧性肺結核を有する場合は記載して下さい。なお、高齢者では結核既感染率は数十%になりますので、ツ反やQFT検査は陽性となることがあり、必ずしも結核としての活動性を反映するものではありません。在宅、身体状況、設備上の都合で実施できない場合は、自他覚所見や他の検査所見から、呼吸器疾患の有無に付きコメントをお願いします。

肝炎ウイルス検査については過去に実施歴があり、新たな感染が疑われない場合は、その結果に基づき記入して下さい。また他院での検査や肝炎ウイルス検診のデータがあれば、それを基に記載して頂いても差し支えありません。

薬剤耐性菌の検出歴についてはIVH、気管切開、留置カテーテル、褥瘡等の医療処置中で感染が疑われる場合、適時、細菌検査を実施し、MRSA、ESBLs（基質拡張型βラクタマーゼ産生菌）、MDRP（多剤耐性緑膿菌）などの薬剤耐性菌の検出歴が分かる場合は記載して下さい。疥癬については指間、腋窩、陰股部に痒みを伴う赤色の小丘疹や、皮膚の落屑、1～2ヶ月以内に疥癬患者との接触歴がある場合には記載し、また皮膚科受診等で確定診断をつけて下さい。梅毒は性行為感染症であり、職業感染症としての報告は殆どありませんので、血液検査（基本的に梅毒の既往の検査となります）は必ずしも必要ではありません。

尚、感染症スクリーニングについては、仙台市医師会感染症対策委員会での検討により作成されました。

2.利用方法

- ①診断書は、原則記載日から1年間有効とし、記載の時点で複写することの同意を得た上に、さらに複写する際に、再度記載医師に複写することの同意を得ることとします。
- ②複写する際には必ず原本から複写して（複写の複写は不可）、複写したものに複写を実施した者の氏名、複写実施日、記載医師の同意確認日を記載・捺印して下さい。
- ③利用者本人か本人から委任を受けた介護支援専門員が、共通健康診断書の記載を依頼し、原本を保管の上、コピーの承諾を得て下さい。介護支援専門員は委任を受ける際に同意書を利用者からもらい、記載の依頼等をする際に主治医に提示して下さい。
- ④本診断書は、事業所・施設の利用申し込み時のみに使用するものとします。また、取り扱いにあたって個人情報保護に十分注意して下さい。

(仙台市医師会)